

下諏訪町消防団協力事業所表示制度の認定更新が行われました

平成24年8月1日（水）付下諏訪町内6事業所に対し、下諏訪町消防団協力事業所表示制度更新にともなう表示証の交付が行われました。

今回更新申請をしてくださった6事業所へ、中村消防団長、久保田消防署長が訪問し表示証の交付を行いました。



●更新事業所（順不同）

株式会社 荻原製作所	株式会社 丸西クレーン	株式会社 六 協
庫昌土建 株式会社	株式会社 井上興業	有限会社 サンワ工務店

ありがとうございます
ございました。

下諏訪町内では更新していただいた事業所を含め合計10事業所が認定されております。

●来年度更新となる4事業所（順不同）

大和電機工業 株式会社	有限会社 笠原精工
南信医療協会 諏訪共立病院	化 興 株式会社

地域の消防防災には事業所様のご理解、ご協力が不可欠です。



下諏訪町消防団協力事業所表示制度とは・・・

消防団員確保が厳しい情勢の中、団員の約7割がサラリーマン等であることから、被雇用者である団員が活動しやすい環境を整備し災害時には資機材等の提供をしていただくなど事業所と消防団の連携を強化し、ひいては地域の防災体制の充実を図ることを目的としています。

※随時申し込みを受け付けています。

■お問い合わせ先
下諏訪消防署 庶務係
電話28-0119

高齢者インフルエンザ予防接種が始まります

下諏訪町では高齢者のインフルエンザ予防接種を、諏訪6市町村内の登録医療機関で実施します。希望する方は、医療機関に直接ご予約ください。

●実施期間：10月15日(月)～12月25日(火) ●対象年齢：65歳以上

●料 金：自己負担分1,000円

※生活保護世帯、町民税非課税世帯の方は無料で受けられます。予防接種を受ける前に、保健センターに申請してください。

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 健康福祉課 保健予防係 電話27-1111（内線290・291）
電話27-8384（保健センター直通）



オータムジャンボ宝くじ!

発売期間は9月24日（月）から10月12日（金）まで。

『オータムジャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて3億9,000万円。』

『1等は、ぐ～んと増額の3億3,000万円。』

1等 3億3,000万円×13本 前後賞各 3,000万円×26本

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上に使われます。



第41回健康生活展 第37回消費生活展が開催されます!

日 時：10月14日（日）午前9時30分～午後1時

場 所：下諏訪町保健センター・屋内運動場

★★大勢のみなさんのお越しをお待ちしております★★

健康生活展

メインテーマ「見直そう 健康づくり 広げよう 地域の絆」

内容 ★健康チェックコーナー
★専門コーナー
歯科医師、歯科衛生士、薬剤師など
★体験コーナー
ニュースポーツ、保健補導委員会の寸劇など

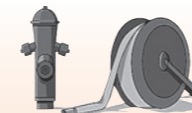
消費生活展

メインテーマ「地域で広げよう 消費者の安心・安全」

内容 ★研究展示コーナー
消費者の会活動紹介など
★販売コーナー
消費者の会推薦の石けんなど

“まちづくりおでかけトーク”をご利用ください

～健康に関すること、ゴミのこと、応急処置の方法など様々な講座をご用意しております～



平成24年度は2講座が追加されました!!

番号20 防災講話（地震に対する心得）

番号26 地域を守ろう!「初期消火活動での対策」



※「クローズアップしもすわ6月号」に掲載しました講座メニューに講座番号26を追加しました。以下、講座番号が繰下げとなっておりますので、お間違いのないよう確認の上申し込みください。

[申し込みができる方] 町内に在住・在勤・在学している方で構成された10人以上の団体・グループ。
[開催時間、会場] 開催時間は、午前9時～午後9時までの間。（講座によって所用時間が異なります。）会場の手配、進行、PRは申し込み団体様にてお願いします。

[講師料] 無料です。

【申し込み方法】

受講申込書に必要事項をご記入の上、各講座担当課までご提出ください。受講申込書、講座メニューは、総務課企画係にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。



書類の提出先

郵 送： 〒393-8501 下諏訪町4613番地8 下諏訪町役場（各講座の担当課）宛

FAX： 28-1070（各講座の担当課）宛 Eメール： kyoudou@town.shimosuwa.lg.jp

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 総務課 企画係 電話：27-1111（内線258）

国保年金保険料の納め忘れがある皆様へ、年金制度が改正されました

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

○後納制度を詳しく知りたい!

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。過去10年間の納め忘れた保険料について平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたくて、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。（保険料の後納制度といえます）

後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ①将来受け取る年金額が増額!
- ②年金の受給資格が得られる可能性があります!

不足していた期間を納めることにより
年金受給なし ⇒ 年金受給可能

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。
(例)平成14年10月の場合→平成24年10月末となります。

○ご利用いただける方 ※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません

- ①20歳以上60歳未満の方 10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ②60歳以上65歳未満の方 ①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③65歳以上の方 年金受給資格がなく任意加入中の方など

○お申込みいただく際の注意事項

- ・納付の際に加算額がつきます。お問合わせください。
- ・納める際は順番があります。最も古い分から納めていただきます。
- ・3年以内にお申込から納付までを行ってください。この後納制度を利用できるのは平成24年10月から平成27年9月までです。
- ・お申し込み後に納付可能期間について審査を行います。
- ・一部免除された期間のうち、未納分も後納の対象となります。
- ・免除期間をお持ちの方は、追納制度をご利用ください。

ご希望の方は国民年金後納保険料申込書をご提出ください。

■お問い合わせ先
『国民年金専用ダイヤル』
電話0570-011-050
または岡谷年金事務所
電話0266-23-3661

※お問い合わせの際は基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）をご用意ください。